不妊に悩む方への特定治療支援事業申請手続きについて

久留米市では、不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成しています。

特定不妊治療

○ 助成対象治療　指定医療機関における「体外受精」「顕微授精」
申請に係る治療開始日の妻の年齢が４３歳未満であるもののうち、治療期間が年度をまたぐもの（令和４年３月３１日以前に治療を開始し、令和４年度に治療が終了したもの）

※治療ステージCについては、治療開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った特定不妊治療によってつくられた受精胚の移植についても対象（保険適用外で実施したもの）

※健康保険適用外の治療のみが助成の対象（先進医療等は対象外）

※入院費・食事代・証明書など治療に直接関係のない費用は助成の対象外

○ 助成対象者　久留米市の住民基本台帳に記載されている戸籍上のご夫婦または事実婚関係にあるご夫婦

○ 助成期間・回数　**令和４年度に１回のみ。ただし、令和３年度までに上限回数に達したものは対象外**

＜令和3年度までの上限回数＞

初めて助成申請をした際の妻の治療開始時の年齢が…

４０歳未満の場合　４３歳になるまでに子ども１人ごと通算６回まで

４０歳以上４３歳未満の場合　４３歳になるまでに子ども１人ごと通算３回まで

※他自治体で助成を受けたことがある場合は、その回数も含む

※子ども１人ごとは、過去助成を受け出産された場合に、助成回数のカウントのリセットを行います。死産(妊娠12週以降)の場合もリセットの対象です。

○ 助成額　1回の治療ごとに　上限額30万円（治療ステージがCとFの場合、上限額１０万円）

男性不妊治療

上記の特定不妊治療に至る過程の一環として行われた男性不妊治療に対して助成をしています。

○ 助成対象治療　指定医療機関又は指定医療機関が紹介した医療機関で行われた精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
（例：ＴＥＳＥ、ＭＥＳＡ、ＴＥＳＡ、ＰＥＳＡ）
（裏面表の治療ステージがCの場合は対象外です）

○ 助成額　１回の治療ごとに　上限額３０万円

※男性不妊治療は特定不妊治療の申請とあわせて申請ください。

【申請期限にご注意下さい】

申請は、不妊治療（薬品投与～妊娠の判定）１回ごとに終了した日から原則 30 日以内に行ってください。
１年度（当年４月１日～翌年３月３１日）の間に終了した治療の申請期限は翌年度の４月末までです。
これ以降は予算の都合上お支払いできませんのでご注意ください。
（例：R4.4.1～R5.3.31 の間に治療が終了した場合は、R5.5.1（月）までが申請期限）
特に、年度末（３月下旬）に治療が終了した場合は、申請期限が 30 日より短くなる場合もございますのでご注意ください。
注１）「１年度」とは、当年４月１日から翌年３月３１日までの１年間を指します。
注２）治療が終了した日（治療終了日）は、申請書類の「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の「今回の治療期間」欄の終わりの日です。

（お問い合わせ・申請先）久留米市子ども未来部　こども子育てサポートセンター（市役所１６F）
℡０９４２－３０－９７３１

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精（前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						妊娠の確認（胚移植のおおむね２週間後）	助成対象範囲
						新鮮胚移植			凍結胚移植				
	薬品投与（点鼻薬）（自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射）（自然周期で行う場合もあり）	採卵			胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与（自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	１４日	１０日	１日	１日	２～５日	１日	１０日		７～１０日	１日	１０日	１日	
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施＊													助成対象
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													助成対象
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													助成対象
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													助成対象
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

＊Ｂ：採卵・受精後、１～３周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。